

第24回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年6月25日（木）午後2時01分～午後3時05分

2 開催場所 有家庁舎2階会議室

3 出席委員
(農業委員)

3番	林田康徳	5番	松川 正	6番	寺田健蔵	7番	植木健太郎
8番	永池弘美	10番	平 光正	11番	小川一英	12番	岩永豊一
13番	山口繁富	14番	長橋世紀	15番	太田香代子	16番	多比良豊徳
17番	山本幸彦	会長	中川繁憲				

4 欠席委員
(農業委員)

1番	水田 勇	4番	山下勝也	9番	岡本敬一	18番	中野裕二
----	------	----	------	----	------	-----	------

5 議事録署名委員 11番 小川一英 12番 岩永豊一

6 事務局出席者 柴田勝則 本多 守 中村一郎 円口智仁 山口梨沙

[日 程]

議案第131号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第132号	農地法第3条の規定による買受適格証明願について
議案第133号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第134号	農用地利用集積計画の決定について
議案第135号	農用地利用配分計画（案）にかかる意見について
議案第135号	南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について

そ の 他

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・農地転用許可不要案件届出について

事務局（〇〇） それでは、若干定刻より遅れましたけれども、ただいまから第24回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、4番山下委員、9番岡本委員、18番中野委員の農業委員3名から欠席の届出がっております。また、太田委員については、ちょっと遅れるということでこちらのほうに連絡がっております。まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は13名で、過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしく

お願いいたします。

議長 改めて、こんにちは。

今日は、第24回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

今回も新型コロナウイルス感染症の拡大リスクの軽減を図るため、農地利用最適化推進委員の方につきましては、議案の審議につき意見を述べる必要のある委員の方のみ出席をしていただいております。

来月の総会は農地パトロールの説明をする計画でありますので、適正化推進委員の方も出席できるよう、会場を布津の世紀の泉で開催する計画をしておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、昨日、長崎県農業会議の通常総会が長崎市で開催され、その中で農業者年金の表彰伝達が行われ、本市は新規加入者数、39歳以下新規加入者数、女性加入者数、全国第1位で、目標達成率新規加入者10人以上の部門で第1位など、合わせて5部門で理事長賞を受賞してまいりました。これもひとえに委員の皆さんの努力の成果と感謝しております。これからも農業者年金の加入推進のご協力をよろしくお願いいたします。

賞状はご覧のとおりでありまして、全国農業新聞の表彰も併せて掲示しておりますのでご覧ください。

それでは、事務局から農業委員18名中、出席は13名ですね。13名と報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に11番小川委員、12番岩永委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第131号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 議案131号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

2ページをお願いいたします。

（議案第131号 番号1～2を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、いずれの案件も全て許可基準を満たしているものと思われます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。1番、2番とも深江の案件ですけれども、深江の委員さん、いかがでしょうか。

（「別にありません」との声）

議長 よろしいでしょうか。はい。全体で何かご意見等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第132号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 議案132号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について説明します。

3ページをお願いいたします。

願出人、有家町の〇〇さん、土地の表示、有家町〇〇、ほか1筆、長崎地方裁判所島原支部平成〇〇年（ケ）第〇〇号の案件です。農地法第3条の許可基準を満たしていると思われますが、この案件の内容につきましては、農地の競売であり、長崎地方裁判所島原支部より競売開始の決定がなされている案件です。

なお、願出人が買受申出人となった場合、別途農地法第3条の許可申請が必要となりますが、農林水産省通知「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」により、事務処理の迅速化を図るため、買受申出人より農地法第3条の許可申請が提出された場合においては、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除いて許可して差し支えない旨の議決をしておくこととされております。

よって、今回の買受適格証明に基づき農地法第3条の許可申請がなされ、今回の証明願と同一内容の場合の許可については、会長専決とする決定を併せて求めるものでございます。

なお、会長専決にて許可をした場合につきましては、直近の総会にてご報告申し上げます。

説明は、以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。案件は有家町内の農地で、有家町の願出人ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。

（「いいです」との声）

議長 よろしいですか。はい。ほかの皆さんから何かご意見等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 意見がないようですので、申請どおり買受適格証明書を交付することに異議ありませんか。

また、証明書を受けた者が最高価買受申出人、または次順位買受申出人となり、農地法第3条の許可申請書を提出した場合には、買受証明書を交付した時点と事情が異なっていると認めた場合を除き、会長の専決処分ですることに意義ありませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって申請どおり買受適格証明書を交付することに決定し、証明書を受けた者が最高価買受申出人、または次順位買受申出人となり、農地法第3条の許可申請書を提出した場合には、買受証明書を交付した時点と事情が異なっていると認めた場合を除き、会長の専決処分ですることに決定いたします。

次に、**議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 議案133号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

4ページをお願いいたします。

番号1、譲渡人、深江町の〇〇さん、譲受人、深江町の〇〇さん。土地、深江町〇〇、田、180平米外3筆で合計の846平米。転用の目的は、資材置場用地です。申請地を借りて、露天資材置場として利用したいということです。権利の内容ですが、10年間の賃貸借権を結ばれる

予定です。申請地は農業振興地域内の農用地外となっています。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満に該当しますので第2種農地と思われます。

転用目的は資材置場です。これまで借用していた土地、地目は山林でしたが、その土地を返却しなければいけないことから、資材置場が不足し今回の申請に至っております。

内容は、碎石10t、土砂10t、建設用重機2台の利用で、碎石舗装を予定されております。雨水については自然浸透させて、浸透しない部分については水路へ放流される予定です。資金については自己資金にて賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日の午前9時頃から、事務局3名と深江町の〇〇委員と布津町の〇〇委員さんと6人で現地を調査しに参りました。現地は、深江町に入って国道251号線を島原のほうに行きますと、〇〇があります。その〇〇の真下ぐらいに進入道路がありまして、それを五、六十m入った住宅地と畑地のちょうど間にあるところでありまして、家を建てるのではなく、資材置場ということで申請が上がっておりまして、別に何ら問題はないと思います。横のほうには水路がありまして、そこに、今、排水は十分できますし、問題ないと考えてまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 〇〇番〇〇委員、ここに土砂10tと記してありますがけれども、住宅が密集しているところと
思いますけれども、土砂に関して、雨風によって周囲に散らかるような状態、大丈夫でしょうか。

〇〇番〇〇委員 大丈夫だと思います。

議長 そうですか。その対策は十分されておられればよろしいかと思います。

ほかに意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 資料の5ページをお願いいたします。

番号2、譲渡人、布津町の〇〇さん、譲受人、〇〇さん。土地は、布津町〇〇外1筆で合計の1,447平米です。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。申請地を借りて、太陽光発電施設を設置したいということです。権利内容ですが、21年間の地上権を設定される予定です。申請地は農業振興地域内の農用地外となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満に該当しますので第2種農地と思われます。目的の太陽光発電施設ですが、パネル数は360枚、高さは1.25m、設置面積は643.05平米です。造成は、畑の中央部に水を自然浸透するという事で、そちらに若干傾斜をとって造成をされる予定となっており、周囲にはフェンスを設置される予定となっています。資金については、自己資金にて賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。2年6月23日午前9時45分頃に、深江の〇〇委員、それから〇〇委員、それから事務局3名、合計6名で現地を見てきました。現場ですけれども、国道251号沿いにある〇〇さんよりも山側の200mぐらい上ったところの畑でございます。太陽光の設

置ということで、現場見てきたんですけれども、今、そこに石垣がありますが、その下の畑、その段差等が1 mから1 m 5 0 ぐらいの段差になるものですから、その排水の関係で真ん中のほうに水を寄せて浸透させるということでしたけれども、下の畑に流れ出はしないのかという心配があったものですから、近隣の畑の方の同意を取った上でやってほしいという要望をしてきました。事務局の報告から、今日、同意書が取れたということで聞いております。同意が取れば問題はないかなというふうに見てまいりました。どうか皆さん方の審議、よろしくお願いいたします。今、ここにこう見えています。下に赤線があるんですけれども、その段差が1 mとその下の畑に2 0 c mか3 0 c mぐらいの段差があるものですから、そこに流れ込んだときに、危うい石垣ですから、それが崩れて下に被害が及ばないのかなという心配がかなりあったわけなんですけれども、下の畑の方の同意が取れたということでありますので、問題ないんじゃないかなと思います。

議長 現地調査委員からの報告ですが、何か皆さんからご意見等ありませんか。

先ほども現地調査の〇〇委員からもありましたとおり、下の畑に流れないような施工を再度お願いしていただけたらと思います。

ほかにありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 6ページをお願いいたします。

番号3、譲渡人、布津町の〇〇さんより、大村市にお住まいの〇〇さんへ。土地は、布津町〇〇、4 6 6 平米外1筆、合計9 4 1 平米となっております。転用目的は、太陽光発電施設用地で、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置するということです。権利内容ですが、売買となっております。申請地は農業振興地域内の農用地外となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が1 0 h a 未満に該当しますので第2種農地と思われます。目的の太陽光発電施設ですが、パネル数は2 1 6 枚、高さ1. 3 5 m、設置面積は3 5 8. 9 m²、造成はされず現状のまま利用され、周囲にはフェンスを設置されます。雨水については、傾斜の下側に当たります西側に素掘り側溝を設置し、南側に素掘りため升を設置し、そこで十分浸透させた後、4 3 mのV U管を通して市道の側溝へ放流される予定となっております。資金については、自己資金にて賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも6月23日午前10時10分頃から、深江の〇〇委員さん、それから布津の〇〇委員、それから事務局3名、合計6名で現地の確認をしてきました。

場所ですけれども、国道2 5 1号に〇〇バス停というバス停がありますけれども、それから海側に約3 0 0 mぐらい下った場所であります。少し整地をし、それから住宅が見えていますけれども、住宅側に素掘りの排水路を設け、それから向こうの竹が植わっていますけれども、そこら辺に素掘りの升を設置して水をためると。そして、それではけ切らなかった分をU Vの排水管を使って、その下、あそこの竹山の下のほうが旧島鉄の跡地なんですけれども、その跡地の横に沿って約3 0 mぐらい右側のほうに引いて排水の計画であるということでありました。排水については、十分過ぎるぐらいの注意をされていますので、問題はないと思っていますが、そこまで排

水管を使ってするという事で、十分過ぎるぐらいの排水の設備をなさっているものですから、ちょっと、もったいないんじゃないかなという気もしますし、ただ、これが現状のままで設置するという事でしたけれども、これに、できればその草の植わらない除草シートを敷くなり、そっち側に金使ってもらったほうが周りの人たち助かるんじゃないかなという気はするんですけども、どうしてもつる性のあれが伸びてくれば管理が大変だと思うんですけども、設置上の問題は全く問題ないと思いますが、できれば事務局のほうでいろんな申請に来られた人に指導もしてもらえれば。どこまで排水のことをしなきゃいけないのかなというのが、一つ、今回、この場所では感じましたので、皆さん方のご意見等も交えていただきながら、よろしくお願いしたいと思います。どうも。

議長 現地調査委員からの報告がありましたが、ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。ここは今のとおりで、南側がもう島鉄の跡地になるわけですか。

〇〇番〇〇委員 そうですね。今、右に、こっちに竹が植わっていますけれども、その下が島鉄の跡地です。

議長 そこが、南側が一番低いところですか。

〇〇番〇〇委員 そうです。

議長 直接家とか何とかは。

〇〇番〇〇委員 家は、その敷地を挟んだ下に家はありますけれども。

議長 直接は隣接しないということですね。

〇〇番〇〇委員 はい。ただ、そこに竹が植わっていますけれども、そこにつる性の、何ていうんですか、何とかカズラ。

(「カンネカズラ」との声)

〇〇番〇〇委員 葛がいっぱい生えているので、それが巻きついたりなんかするのが心配だなと思っています。できればそっちのほうをきれいにしたら、排水管のほうの対応を、除草に向けしてはどうかなというふうにみてまいりました。

議長 農業委員会の転用としては、ソーラーに関しては雨水が最も重要ですので、その関係で雨水がどういうふうに処理されるのかを検討重要課題としているわけで、面積も1,000平米近くあるということで、十分な、今のところ現地調査委員の方が言われるとおり、状況では完璧な雨水対策はされているということでもあります。

ほかの委員さんから何かありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 7ページをお願いいたします。

有家町の〇〇さんより、東京都の〇〇さんへ。土地が、有家町〇〇、田、1,449平米。転用の目的は太陽光発電施設用地です。申請地を譲り受け、太陽光発電施設49.5kwを設置したいということです。権利は、許可後売買となっています。申請地は農業振興地域内の農用地外となっています。

本案件の農地区分は、おおむね300m以内に有家庁舎が存することから第3種農地と思われます。目的の太陽光発電施設ですが、パネル数は312枚、高さ1.2m、設置面積は518.

4 4 m²、造成はされず現状のまま利用され、周囲にはフェンスを設置されます。雨水については西側の水路へ放流予定となっております。資金につきましては、自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日の2時20分ぐらいに〇〇委員さん、〇〇委員さん、事務局3名で見てまいりました。場所は、この庁舎から歩いて1分ぐらいのところにあります。水田だそうですけども、この現状のまま使うということで、この西側のほうにももう現実、2か所、太陽光がありましたけれども、雨水については自然浸透。それで対応できない場合は、横にあります水路のほうに放流ということでございまして、何ら問題はないんじゃないかなというふうに見てまいりました。皆様方のご審議、よろしくお願いします。

議長 現地調査委員から報告がありましたが、ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 資料の8ページをお願いいたします。

有家町の〇〇さんより、有家町の〇〇さんへ。土地は、有家町〇〇、地目は畑で、195平米となっております。転用目的は住宅用地です。結婚に際し、令和2年1月に住宅を新築し、住宅用地として利用されています。権利は、使用貸借権を永久となっております。申請地は農業振興地域内の農用地外で、令和2年2月10日付で県より追認の許可相当として送られてきております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満の土地ですので、第2種農地であると思われます。転用目的は農家住宅です。結婚に際して新築されましたが、既存の物置を取り壊して跡地に新築されておりますが、測量した際に農地に建っていることが判明し、違反転用として、令和2年2月10日追認許可相当として通知を受けている案件です。転用目的の住宅は木造2階建て、建築面積は94.81m²です。雨水は水路に放流され、汚水・生活排水は合併浄化槽にて処理後、水路へ放流されております。資金については、借入金で賄われております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも5月23日の3時30分ぐらいだったと思います。私と〇〇委員と、〇〇委員さんと、それから事務局3名で見てまいりました。場所は、この有家の庁舎から約3kmぐらい上に上ったところに〇〇バス停というのがありますけれども、そこから右のほうに、中に五、六十m入ったところが現地でございます。これは、先ほど事務局からも説明していただきましたように、昔、小屋が建っておりまして、それを壊して新たに建てたところ、もう宅地になっていたと思っていたらなかったということで、無断転用だったということで、県からも許可相当ということで通知をいただいた。雨水のほうも、両側に大きな側溝がございまして、何ら問題もなく、そしてまた、近隣の人たちにもかなり迷惑をかけないようにと、後ろのほうに、今、これは正面玄関ですけども、裏のほうもかなり離してから建ててありますので、何ら問題ないのかなと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 資料の9ページをお願いいたします。

南有馬町の〇〇さんより、東京都の〇〇さんへ。土地は、南有馬町〇〇、田の1, 226平米です。転用目的は太陽光発電施設用地で、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を設置したいということです。権利は売買となっております。申請地は、農業振興地域内の農用地外となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満に該当しますので第2種農地と思われます。目的の太陽光発電施設ですが、パネル数は276枚、高さ1.2m、設置面積は458.62平米です。造成はされず、現状のまま利用され、周囲にはフェンスを設置されます。雨水については自然浸透となっております。資金については、自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日の午後1時25分頃から、北有馬の〇〇委員と、南有馬の〇〇委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、南有馬のJAの〇〇の前の〇〇の駐車場の横手みたいになります。この写真の南側のところが〇〇ですけれども、奥側の木が茂っているところは〇〇がありまして、ブロック塀があって、水が東のほうに流れて、南と東のほうに、この手掘りの水路のほうに流れていくような感じでなっていたんですけれども、自然浸透ということで、この東側の耕作放棄地みたいなところと南側のこの畑の方に同意を取ってくれということで、一応同意をもらったということなので、特に問題はないと思います。以上です。皆さん、ご審議をお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、ほかの委員さん、何かご意見等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 〇〇番〇〇委員。周辺の同意はされておるということですがけれども、これ、田だと思いますけれども、水利関係は別に問題はありませんか。

〇〇番〇〇委員 水は、直接は関係ないと思います。水利的には、ですね。西側のたばこを作付けされている方から用水を入れていたということですがけれども。

議長 周辺には何も水利関係に関してはないということですね。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 分かりました。

ほかに。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほどから何件も自然浸透ということで雨水の処理が出てきておりますけれども、データの自然浸透というのは時間雨量何mmまで浸透できるか何か、そういうふうな基準的なものがあるのですか。自然浸透といっても、時間雨量1mm降った場合に1,000平米だったらすぐ1tの水がたまるわけなんですよ。その中で、ため升をどのくらいの規模で造るって、どのくらいの量、何時間耐えさせるかといった方法の中の基準をいくと、自然浸透というのは、ちょっと理にかなわんかなということがありますので、ちょっと説明をお願いします。

議 長 事務局、分かりますか。〇〇、分かりますか。よかったら分かる範囲内で答えてください。
〇〇番〇〇委員 いや、分からないなら、よかです。

議 長 はい、どうぞ。

事務局（〇〇） 今、太陽光発電が幾つか出ているんですが、以前、昔、太陽光パネルをはめられるときには、そこに大体コンクリを打つか、除草シートを敷くか、水が全部浸透しないようなタイプの太陽光が多かったと思うんですけども、今現在はそういうことではなく、農地はそのまま残して、基礎部分はかなりコンクリートを打つと思うんですけども、それ以外の部分については。もう以前の農地のままのところ、1, 0 0 0 平米の転用面積に対して何割が基礎部分かと言われたら、ちょっと計算はしてないですけども、1 割に満たない部分がコンクリートの基礎部分だろうとは思っています。

それまでも田んぼ、畑で水が自然に浸透して、どうしてもあふれた場合には、下の段の田んぼ、畑に水が流れるというのが自然の流れだと思いますが、その自然の流れのままの状態に近い状態で太陽光が設置されるというようなイメージである、私はそういうイメージでいるんですが、ただ、どのぐらい水を吸うのかというのは、土質にもよりますし、表土の深さにもよりますし、いろんなパターンがあるかと思います。ただ、私としては、何mmまでがそうなのかというのは、全然分かっておりません。以上です。

議 長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 ただいま、その自然浸透率を尋ねたのは、この頃5 0年に一度の大雨とかそのような報道をされます。そういった中で、昔は上の畑の人からこうやって水は流れてきていなかったが、この頃は流れてきて畑が荒らされるようになった。そういうふうな言葉が出ないような対策を取ってほしいからこういうような質問をしたわけで、そのようなことを農業委員会のほうで指導をもって許可を、私たちも許可を出す方ですけども、もう少し事務局もそういうふうな許可を真剣に考えて出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 その根拠的には、ちょっと調べておいてお願いしたいと思います。浸透というのは、土壌によって浸透率で違いますからね、どれぐらい浸透するかというのをですね。

ほかにありませんか。

（「ありません」との声）

議 長 この件に関しては、周囲にも同意が取れているということですね。

ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認め、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第1 3 4号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、1 0ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が2 6件で3万6, 9 9 8平米、使用貸借権が3件の8, 4 8 3平米、所有権移転が3件の2, 7 5 0平米となっています。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定につきましては朗読を割愛させていただきます。

それでは、1 0ページをお願いいたします。

（議案第1 3 4号 賃貸借権 番号1～5新規設定、使用貸借権 番号2 7新規設定、所有権移転 番号3 0～3 2を朗読）

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われます。以上です。

議長 ただいま説明をしていただきましたが、この議案に関して皆さんから何かご意見等はありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、議案第134号、農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議ないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第135号 農用地利用配分計画（案）にかか**る意見について 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 資料の14ページをお願いいたします。

この案件につきましては、配分された後に解約がっておりますので、説明をさせていただきます。

1番、北有馬町の〇〇さんに。土地は、南有馬町〇〇、田、1,064平米外1筆を使用貸借となっております。

2番、北有馬町の〇〇さんへ。南有馬町〇〇、田、5,087平米を使用貸借となっております。

3番、雲仙市の〇〇さんへ。加津佐町〇〇、畑の2,687外2筆を使用貸借の配分計画となっております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。皆さんから何かご質問等ありませんか。特に配分を受けられる方について、意見もありますか。

（「なし」との声）

議長 意見がありませんので、農用地利用配分計画は妥当として報告してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、農用地利用配分計画は妥当として報告いたします。

次に、**議案第136号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について** 事務局より説明をお願いします。1番から順にお願いします。

事務局（〇〇） 15ページをお願いいたします。

南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見についてです。

1番、布津町の〇〇さんが申出人ですが、土地が布津町〇〇、畑、369平米です。農業用倉庫を建築したいということです。場所は、旧南島原市〇〇から450mほど東側に位置しております。市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ヘクタール未満の第2種農地と思われます。以上です。

議長 続けて説明をして、最後に質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局（〇〇） それでは、2番をお願いいたします。

布津町の〇〇さん。土地が、布津町〇〇、畑、331平米。目的ですが、一般住宅用地として譲り渡したいということです。

2番につきましては、布津庁舎から800mほど西側に位置しております。第1種農地と思わ

れますが、その特例として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われます。

16ページをお願いいたします。

申出人が布津町の〇〇さん。土地が、布津町〇〇、畑、458平米です。これも一般住宅用地として貸し付けたいということです。布津町の〇〇のところから北へ1キロ、それから500mほど西側に位置します。立地条件は第1種農地と思われますが、その特例として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するものと思われます。

4番、西有家町の〇〇さん。土地は、西有家町〇〇、畑、290平米です。これも一般住宅用地として貸し付けたいということです。場所ですが、県道雲仙有家線と雲仙グリーンロードの交差点より1kmほど西側に位置し、第1種農地と思われますが、その特例として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われます。

17ページをお願いいたします。

5番、福岡県の〇〇さんが申出人ですが、北有馬町〇〇、田、1,633平米。太陽光発電施設用地として譲り渡したいということです。場所は、主要地方道〇〇線と雲仙グリーンロードの交差点より1.5kmほど西側に位置し、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地の第2種農地と思われます。

6番をお願いします。

申出人は、神奈川県のお〇〇さん。土地は、北有馬町〇〇、田の1,806平米外1筆で、合計2,336平米となっています。太陽光発電施設用地として貸し付けたいということです。申請地は、国道389号と市道〇〇線との交差点より600mほど東に位置し、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地の第2種農地と思われます。

18ページをお願いいたします。

7番、南有馬町の〇〇さんが申出人で、土地は、南有馬町〇〇、田の1,804平米。資材置場用地として貸し付けたいということです。場所は、市立〇〇小学校より500mほど西側にあります。市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ヘクタール未満の第2種農地と思われます。

8番です。

加津佐町の〇〇さんが申出人で、加津佐町〇〇、田、257平米外1筆の合計478平米を、中山間地域等直接支払制度を活用したいということで、編入の届出が出ております。場所は、国道251号の加津佐〇〇より南に100mほどのところに位置しております農地として適正に管理することが見込まれ、適当であると思われます。以上1番から7番の除外の案件につきましては、立地基準上は転用可能と思われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ありませんか。

7件が除外で、最後の1件が編入ですね。ご意見ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、南島原農業振興地域整備計画変更は、妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、南島原農業振興地域整備計画変更は妥当として報告いたします。

次に、19ページ、農地法第18条第6項の規定による通知でありますので、ご覧ください。

20ページ、使用貸借を解約した旨の通知でありますので、ご覧ください。

次に、21ページ、農地転用許可不要案件届出について 番号1、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 21ページをお願いします。

願出人が布津町の草野さん、土地は、布津町〇〇、畑、498平米のうち199平米となっています。転用目的は、農業用倉庫用地です。現在使用している農業用倉庫は借家で、今般、退去しないといけないため、届出地に農機具を保管する農業用倉庫を建築したいということです。

なお、現在基礎工事が完了しておりますが、始末書が添付されております。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。6月23日午前10時40分頃から、深江の〇〇委員、それから〇〇委員、事務局3名の6名で現場を見てきました。写真で見てくださいと分かりますように、基礎工事部分が載っております。まず、事前着工という形で、これ、大変だなと思ったら、始末書が添付されておるという事務局の説明でしたので、一安心をしながら現場を確認してきました。場所は、〇〇小学校から150mぐらい上に上ったところで、これの右側にはお寺の〇〇寺というお寺の前です。この建物を建てての雨水ですけれども、屋根部分の雨水については、上の段の、上のほうに排水口を引いて流すと。ほかの分については、自然流下ということで考えてあるそうです。屋根の部分については、今、建っているあの上にちょっと段差があるんですけれども、そこまで段差を付けて、引いて、上の排水溝に、上に住宅があるわけですが、それは兄弟の人の建物らしいですから、その排水溝を使わせてもらうという説明でした。周りの人も、日照権ですけれども、これも同意が取れているということで、別段問題ないというふうに見てまいりました。皆さん方の審議、よろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、何か皆さんからご意見等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がありませんので、届けを受理いたします。

次、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 資料の22ページをお願いいたします。

届出人は、有家町の〇〇となっています。土地は、有家町〇〇、畑の6,600。外1筆ですが、転用面積は合わせて199.10平米となっています。転用目的は、農業用倉庫用地です。耕作機械や農機具を収納する農業用倉庫を建築したいということです。農業振興地域内の農用地になっていますが、農林課のほうにも軽微変更の届出が提出されております。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも23日午後3時頃。〇〇委員と、〇〇委員さんと事務局3名で見えてまいりました。場所は、県道〇〇線を上のほうに約5kmぐらい上ったところに、〇〇というところがありますけれども、そこから約1km以上上ってぼつんと2軒あります、それをさ

らに500mぐらい上って、もう一番上だと思います。飼料を作っている牧草地が約3haぐらいあるらしいです。そこに農作業のとき、一回一回機械を持っていかなければならないということで、倉庫というか、既製品が、今、最近はあるんですね。それをそこに設置するので許可をいただきたいということでした。ほとんど自分の土地でございまして、向こうもこっちも自分の土地でありまして、何も問題ないのかなと思ってまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、何か皆さんからご意見等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 先ほど言っておられました牧草地が7,400平米だそうです。

（「7,000ですか」との声）

議長 よろしいでしょうか。

（「はい」との声）

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで、届出を受理いたします。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。